

■殺菌剤：農業用

グアニジン系

ベルコート®フロアブル

登録番号：19884

毒性：－

消防法：－

有効年限：4年

成分 イミノクタジナルベシル酸塩……30.0%

物理的・化学的性状 白色水和性粘稠懸濁液体

包装：500ml×20

◆特長

- 多くの病害に対して、高い防除効果を示します。
- 接触型の予防薬剤で胞子発芽、発芽管伸長、付着器形成、侵入菌糸形成等を強力に阻害します。
- 他剤耐性菌に対しても作用機構が異なるため、優れた効果を示します。
- フロアブル剤のため作物に対する汚れが軽減できます。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イミノクタジンを含む 農業の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 輪紋病 褐斑病 すす点病 すす斑病	1,000～ 1,500倍	200～700ℓ ／10a	収穫前日 まで	6回以内 (但し、開花 期以降散布は 3回以内)	散布	8回以内 (液剤及び水和剤は 合計6回以内(開花 期以降は3回以内)、 塗布剤は2回以内))
	黒点病	1,000倍					
なし	黒斑病 黒星病 輪紋病 うどんこ病	1,500倍		収穫14日前 まで	5回以内		5回以内 (塗布剤は2回 以内、液剤は 1回以内)
	すもも	灰星病		2,000倍	収穫3日前 まで		3回以内
うめ		黒星病 灰色かび病 すす斑病			収穫30日前 まで		
	小粒核果類 (うめ、すもも を除く)	灰星病		収穫7日前 まで			
もも	灰星病 ホモブシス腐敗病	1,000～ 2,000倍		収穫前日 まで	2回以内		3回以内 (休眠期は1回 以内)
	ネクタリン	黒星病					

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イミノクタジンを含む 農業の総使用回数
みかん	そうか病 貯蔵病害(軸腐病)	1,000倍	200~700ℓ /10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
	灰色かび病 貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病) 貯蔵病害(黒腐病)	1,000~ 2,000倍					
	灰色かび病	10倍	4ℓ/10a	収穫3日前 まで		無人航空機による 散布	
		20倍	8ℓ/10a				
	貯蔵病害(青かび病)	10倍	5ℓ/10a				
	貯蔵病害(緑かび病)	20倍	10ℓ/10a				
かんきつ (みかんを 除く)	そうか病 貯蔵病害(軸腐病) 幹腐病	1,000倍	200~700ℓ /10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	2回以内
	灰色かび病 貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病) 貯蔵病害(黒腐病)	1,000~ 2,000倍					
くり	実炭疽病	1,000倍	100~300ℓ /10a	収穫14日前まで	3回以内	3回以内	
キャベツ	菌核病			収穫28日前まで			
にんじん	黒葉枯病 うどんこ病 斑点病 菌核病	1,000倍	100~300ℓ /10a	収穫14日前 まで	5回以内	無人航空機による 散布	5回以内 (種子粉衣は1回以内、 無人航空機散布は2 回以内)
	斑点病	8倍			2ℓ/10a		
らっきょう	灰色かび病	1,000倍	100~300ℓ /10a	収穫7日前まで	5回以内	散布	5回以内
たまねぎ	灰色かび病 灰色腐敗病 小菌核病			収穫前日 まで			
すいか	炭疽病 うどんこ病 菌核病 つる枯病				5回以内		5回以内
メロン	うどんこ病 菌核病 つる枯病			4回以内			
かぼちゃ	うどんこ病				7回以内		7回以内
きゅうり	灰色かび病 うどんこ病 褐斑病 炭疽病 菌核病 黒星病			2,000倍			

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イミノクタジンを含む 農薬の総使用回数
なす	灰色かび病 うどんこ病 すすかび病 黒枯病	2,000倍	100~300ℓ /10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
トマト	灰色かび病 葉かび病 うどんこ病 すすかび病	2,000~ 4,000倍					
ミニトマト	灰色かび病 葉かび病 うどんこ病 すすかび病 斑点病	4,000倍		2回以内	2回以内 (育苗期は5回 以内、本圃で は5回以内)		
いちご	炭疽病 うどんこ病 輪斑病	1,000倍		育苗期 (定植前)			
	うどんこ病	2,000~ 4,000倍	収穫前日 まで (生育期)				
アスパラガス	褐色病 斑点病	1,000倍	1.6ℓ/10a	収穫14日前 まで	無人航空機による 散布	5回以内	
	斑点病	8倍					
やまのいも	炭疽病 葉洗病	1,000倍	100~300ℓ /10a	収穫7日前 まで	3回以内	無人航空機による 散布	5回以内 (種いもへの処理 は1回以内、無人 航空機散布は3 回以内)
	葉洗病	12倍	3ℓ/10a				
やまのいも (むかご)	青かび病	200倍	—	植付前	1回	1~10分間 種いも浸漬	1回
だいず	腐敗粒 紫斑病 子実汚斑病	1,000倍	100~300ℓ /10a	収穫7日前 まで	4回以内	散布  無人航空機による 散布	4回以内 (種子粉衣は 1回以内)
	紫斑病	6倍 12倍	0.8ℓ/10a 1.6ℓ/10a				
茶	炭疽病 新梢枯死症 輪斑病	1,500~ 2,000倍	200~400ℓ /10a	摘採21日前 まで	2回以内	散布	2回以内
アイリス	青かび病	100倍	—	植付前	1回	10分間 球根浸漬	8回以内
		200倍				30分間 球根浸漬	

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イミノクタジンを含む 農薬の総使用回数
チューリップ	褐色斑点病	1,000倍	100～300ℓ ／10a	発生初期	8回以内	散布	8回以内

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

## ◆注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲で使用すること。
- (3) 5℃以下では増粘あるいは固化により、容器から取り出しにくくなるがあるので、50℃以上の湯に容器の肩まで浸し、1時間以上経過した後、室温まで放置し、よく振ってから使用すること。
- (4) 本剤をおうとうに使用する場合、着色期の散布では薬害（着色障害）が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (5) りんごの落花直後から落花後25日ごろまではさび果を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (6) 西洋なしの品種ルレクチエではさび果を生じるので使用しないこと。
- (7) 缶桃14号等の缶詰用品種のももでは葉に薬斑を生じるので、かからないように注意すること。
- (8) かきの品種西村早生では葉に薬斑を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (9) 幼果期のメロン、ばらに対して薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (10) キャベツに使用する場合、浸透性を高める効果のある一部の展着剤を混用すると薬害を生じる場合があるので、展着剤混用にあたっては事前にその適否を確認すること。
- (11) やまのいも（おかご）に使用する場合、種いも（やまのいも）を浸漬処理すること。
- (12) 本剤をチューリップに使用する場合、花卉に薬害が生じるおそれがあるので、出蕾期以前に使用すること。
- (13) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意すること。
- (14) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (15) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (16) 無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。
  - ① 散布機種種の散布基準に従って行うこと。
  - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (17) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめ使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (18) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。

## ◆安全使用上の注意

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 薬液調製時及び使用の際は保護眼鏡、農業用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。  
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

## ◆魚毒性

- (1) 水産動植物（甲殻類、藻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。